マイルストーン開示に係る事業計画について
（平成 24 年３月期～平成 26 年３月期）

平成 23 年５月 13 日

株式会社ジャパン･ティッシュ･エンジニアリング　（コード番号：７７７４　ＪＱ）
（ＵＲＬ　http://www.jpte.co.jp ）
問 合 せ 先　専務取締役　大須賀俊裕
取締役経営管理部長　大 林 正 人　ＴＥＬ：(0533) 66-2020

１．今後の業績目標（平成 24 年 3 月期～平成 26 年 3 月期）

（１）売上・損益目標

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
平成 23 年 3 月期（実績）	351	-1,143	-1,151	-1,154
平成 24 年 3 月期（計画）	471	-1,172	-1,149	-1,153
平成 25 年 3 月期（目標）	1,158	-829	-824	-828
平成 26 年 3 月期（目標）	1,887	-493	-476	-480

（注）　平成 24 年 3 月期は経営計画にもとづき費目毎に予測金額を積み上げた計画値、平成 25 年 3 月期以降は市場環境や企業規模の拡大見通し等を加味した推計値を記載しています。

（単位：百万円）

事業セグメント	内訳	平成 23 年 3 月期 売上高（実績）	平成 24 年 3 月期 売上高（計画）
再生医療製品事業	自家培養表皮ジェイス	219	322
	自家培養角膜上皮（受託）	89	88
研究開発支援事業	ラボサイトシリーズ	43	60
合計		351	471

（参考）前回のマイルストーン開示（平成 23 年 1 月 31 日、同年 3 月 15 日開示）（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
平成 23 年 3 月期（計画）	344	-1,141	-1,154	-1,158
平成 24 年 3 月期（目標）	903	-964	-980	-984
平成 25 年 3 月期（目標）	2,102	-307	-325	-329

（２）各事業年度における売上・損益目標の説明

● 平成 24 年 3 月期：

総売上高は、前回開示した目標 903 百万円から計画 471 百万円へと 432 百万円減少しました。この乖離の理由ならびに売上高の根拠は、以下のとおりです。

- 自家培養表皮ジェイスは、保険算定に関する留意事項の一つである算定限度（一患者あたりの保険償還の上限が 20 枚）が継続することと、患者死亡等の理由による出荷前製造中止率が依然として高いことから、緩やかな売上拡大を計画しました。出荷前製造中止率を考慮に入れて、年間 100 件以上の受注を計画します。
- 自家培養軟骨の承認を早期に取得するという計画に変更はありませんが、保険収載の手続きやその時期に不確実性が残るため、当事業年度における売上を計画から除外しました。
- 自家培養角膜上皮は、確認申請への適合を目指して、受託開発に取り組みます。
- ラボサイトシリーズは、拡販に努める一方で、JaCVAM（日本動物実験代替法検証センター）と OECD（経済協力開発機構）による皮膚刺激性試験の標準化作業が遅れているため、売上を見直しました。

当期純損失は前回開示に比べて約 169 百万円拡大しています。これは前述の売上高縮小による影響が主たる理由です。

本資料は、投資勧誘を目的としたものではありません。当社の事業計画に対する評価及び投資に対する決定は、投資者ご自身の判断において行われるようお願いいたします。また本資料最終頁末尾の留意事項を必ずご参照下さい。

● 平成 25 年 3 月期：

当事業年度では、自家培養表皮ジェイスの販売、自家培養角膜上皮の受託開発収入、ラボサイトシリーズの販売に加えて、自家培養軟骨の売上を見込んでいます。総売上高は、前回開示した目標 2,102 百万円から目標 1,158 百万円へと 944 百万円減少していますが、この乖離の理由ならびに売上高の根拠は、以下のとおりです。

- 自家培養表皮ジェイスは、平成 24 年 3 月期と同じ理由により、緩やかな売上拡大を想定しました。保険算定に関する留意事項には変更がないという前提で、予算化しました。
- 自家培養軟骨は、前回開示した目標では本格的な販売を目論み、年間数百症例の軟骨販売を想定しました。しかし、当事業年度が軟骨事業の販売開始年となるため、医療機関との製品採用契約や製品トレーニングに相当の時間を要するものと想定し、売上目標を見直しました。なお、保険収載された場合の保険償還価格は当社想定の価格を適用しております。
- 自家培養角膜上皮は、確認申請に適合し、治験を開始する想定のもとで、受託開発収入を予算化しました。
- ラボサイトシリーズは、これまでの販売実績を踏まえ、売上を見直しました。

当期純損失は、前回開示の目標から 499 百万円拡大していますが、これは前述の売上高縮小による影響が主たる理由である一方で、人員計画の見直し等により経費削減を行います。

● 平成 26 年 3 月期：

総売上高として、1,887 百万円を目標とします。平成 25 年 3 月期から 729 百万円増加する根拠と各事業の進捗予定は次のとおりです。

- 自家培養表皮ジェイスは、平成 24 年 3 月期および平成 25 年 3 月期と同じ理由により、緩やかな売上拡大を想定しました。当事業年度においても、保険算定に関する留意事項には変更がないという前提で、予算化しました。
- 自家培養軟骨は、平成 25 年 3 月期に比べ売上高倍増を計画します。
- 自家培養角膜上皮は、通年をとおして治験を実施します。これに係る受託開発収入を計画します。
- ラボサイトシリーズは、皮膚刺激性試験の標準化効果による売上増加を想定しています。

自家培養軟骨の売上拡大により、平成25年3月期に比べ348百万円の損失改善を見込みます。一方で、次期パイプラインの導入を含む新規事業の開発にも経営資源を投入するため、480百万円の損失を計上する見込みです。早期黒字化に向けて経営努力を重ねます。

（3）業績目標に関連する補足情報

● 当社は「再生医療」を事業領域（ドメイン）として、薬事法が適用される再生医療製品事業と、薬事法が適用されない研究開発支援事業の 2 つの事業を展開しています。

● 当社が事業展開している再生医療製品は、患者本人の細胞を培養し患者本人に移植する「自家移植」を対象としています。パイプラインの適応対象と進捗状況を、以下に示します。

	自家培養表皮 ジェイス	自家培養軟骨	自家培養角膜上皮 （新仕様）	自家培養表皮 の適応拡大
製品の 外観		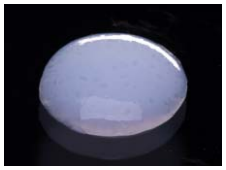		
適応 対象*1	重症熱傷 （深達性Ⅱ度熱傷創及びⅢ度熱傷創の合計面積が体表面積の 30%以上）	膝関節の全層軟骨欠損 （事故等の一過性の外力やスポーツ等の反復的な外力による軟骨の欠損）	角膜上皮幹細胞疲弊症 （化学傷、熱傷、スティーブンス・ジョンソン症候群、眼類天疱瘡、角膜感染症、再発翼状片）	表皮水疱症 （栄養障害型）
進捗 状況	製造販売承認（H19.10） 保険収載（H21.1）	製造販売承認申請の提出（H21.8）	確認申請の準備中	治験の準備中

*1: 自家培養軟骨、自家培養角膜上皮、自家培養表皮の適応拡大は、当社が想定する適応対象です。

● 研究開発支援事業では、研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズを、平成 17 年 4 月から販売しています。ラボサイトシリーズは、主に外用医薬品や化粧品等を開発する時に実施する動物実験を代替する研究用試薬として、使用されています。

本資料は、投資勧誘を目的としたものではありません。当社の事業計画に対する評価及び投資に対する決定は、投資者ご自身の判断において行われるようお願いいたします。また本資料最終頁末尾の留意事項を必ずご参照下さい。

● 当社の売上・損益目標に影響を与える主要な要因として、以下が挙げられます。
- 自家培養表皮ジェイスの事業を軌道に乗せると同時に、メーカーとして継続的に改善活動とコスト削減を展開すること。
- 自家培養軟骨の製造販売承認を平成 24 年 3 月期の上期までに取得し、その後、保険適用希望書を提出し保険収載されること。
- 自家培養角膜上皮の薬事審査が、順調に進展すること。
- 自家培養表皮の適応拡大に向けて、表皮水疱症治療に係る治験を速やかに展開すること。
- 研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズの市場開拓を進めること。
- 既存事業と新規事業（含、海外展開）に対する経営資源投入のバランスをとること。
- 事業拡大に必要な人員を採用し、育成すること。
- 事業進捗状況に合わせて、自家培養軟骨等の追加製造設備を適切に導入すること。
- 事業のリスク分散を適切に行うこと。

2．各事業年度の計画達成のための前提条件に係る事項

（1）マイルストーン開示に係る事業計画策定の背景・中期的ビジョン

○ 我が国では再生医療に関する社会基盤が十分ではないため、当社は再生医療製品を広く普及させることにより、再生医療の産業化を目指します。
○ 当社は研究開発機能のみならずメーカーとして製造および販売機能も有しているため、過去 13 期にわたり損失を計上してきました。早期黒字化を目指し、経営にあたります。
○ 再生医療製品事業は薬事法の下で展開しているため、当社が想定するとおりに事業が進展するとは限りません。一方で、研究開発支援事業は規制外の事業であるため、再生医療製品事業を下支えする事業に成長することを目指します。
○ 海外展開を通じ、再生医療の産業化を推進すると同時に、収益改善への貢献を目指します。但し、海外における具体的な活動・成果は、本マイルストーン開示では考慮していません。

（2）マイルストーン開示に係る事業計画の概要

○ 自家培養表皮ジェイスの事業を軌道に乗せます。製造販売承認の条件である製造販売後調査等（製造販売後臨床試験と使用成績調査）を実施します。
○ 自家培養軟骨の製造販売承認を、平成 24 年 3 月期の上期までに取得することを目標とします。その後、保険収載に向けて取り組みます。
○ 自家培養角膜上皮は、ベネトアイバンクから導入した技術を改良し、製品仕様を一部変更して開発を進めます。具体的には細胞シート工学を活用した製品仕様に変更することにより、早期に確認申請に適合し、速やかに治験を実施するよう努めます。
○ 自家培養表皮ジェイスが表皮水疱症治療を目的とした希少疾病用医療機器に指定されたことを受け、ジェイスの適応拡大に向けた活動を展開します。
○ 研究開発支援事業では、ラボサイトシリーズの売上を着実に成長させます。

（3）マイルストーン開示に係る事業計画達成のための基本方針

○ 自家培養表皮ジェイスの事業を軌道に乗せるために、人的資源を中心に経営資源を集中すると同時に、メーカーとして継続的に改善活動とコスト削減に取り組みます。また、事業計画を上回る売上を達成するためには、次の取り組みが重要であると認識していますが、本マイルストーン開示ではその影響を考慮していません。
- 製造販売後臨床試験ならびに使用成績調査を適切に展開し、現状の受傷面積（深達性Ⅱ度熱傷創とⅢ度熱傷創の合計面積が 30%以上）の緩和を規制当局に提案すること。
- 診療報酬改定に向けて、現在課せられている保険算定に関する留意事項（算定限度や施設基準等）の緩和を規制当局と調整・交渉すること。
- 診療報酬改定に向けて、患者死亡等の理由により出荷前に製造中止した場合の費用負担の問題を規制当局と調整・交渉すること。
- 診療報酬改定に向けて、保険償還価格について調整・交渉すること。

○ 自家培養軟骨の製造販売承認を平成 24 年 3 月期の上期までに取得するために、医薬品医療機器総合機構から発せられる照会事項に適切かつタイムリーに対応します。
○ 自家培養角膜上皮は、新しい製品仕様で確認申請を再提出することにより、医薬品医療機器総合機構から過去に指摘された課題等が解決するものと想定されます。最短で確認申請の適合を受けるよう活動し、その後は速やかに治験計画届を提出します。（注、欄外参照）
○ 自家培養表皮ジェイスの表皮水疱症治療への適応拡大に向けて、早期に治験を開始できるよう、医療機関ならびに規制当局と調整を行います。
○ ラボサイトシリーズの拡販を進めると同時に、新製品の開発に取り組みます。

本資料は、投資勧誘を目的としたものではありません。当社の事業計画に対する評価及び投資に対する決定は、投資者ご自身の判断において行われるようお願いいたします。また本資料最終頁末尾の留意事項を必ずご参照下さい。

（注） 平成 23 年 7 月施行を目標として、確認申請制度が廃止され薬事戦略相談制度に代替される予定である旨が、厚生労働省ならびに医薬品医療機器総合機構（PMDA）から通達されました。しかし、薬事戦略相談制度の概要や施行時期が未確定であるため、当社の自家培養角膜上皮の事業計画は、確認申請制度のもとで開発を進めることを前提にしています。

以下に、薬事戦略相談制度の特徴を記載します。（出所：「再生医療における制度的枠組みに関する検討会」取りまとめ（平成 22 年度）、平成 23 年 3 月 30 日、厚生労働省）

《特徴》
- ○ 現在の確認申請で行われている品質・安全性に関する事項だけでなく、治験のプロトコールの議論も合わせて行う。
- ○ PMDA は、相談を受付けた後の早い段階から、関係する専門家に意見を求める。
- ○ 対面で相談する場合は、相談者、PMDA、関係する複数の専門家が同席して議論する。
- ○ 相談の議事録は仮に意見が一致しない点はその旨を記載するなどして、関係者の合意の上で作成する。
- ○ 相談にあたって適切な専門家が PMDA の既存の専門委員に含まれていない場合は、新たな専門委員を追加する。

《補足》
- ○ 厚生労働省は、確認申請との相違点を含め、薬事戦略相談について周知し、確認申請制度の廃止と薬事戦略相談事業の実施の間に空白期間が生じないよう十分に留意する。
- ○ さらに、既に確認された品目及び確認申請中の品目の取扱いを明確にし、特に、確認申請と薬事戦略相談を重複して課すことのないよう十分に留意する。

当社は、薬事戦略相談制度の概要を、次のように理解しています。

【確認申請による薬事審査プロセス】

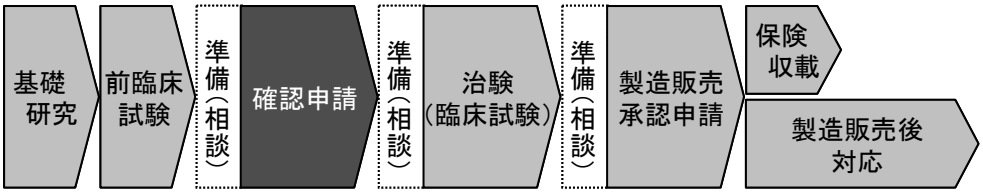

【薬事戦略相談による薬事審査プロセス】

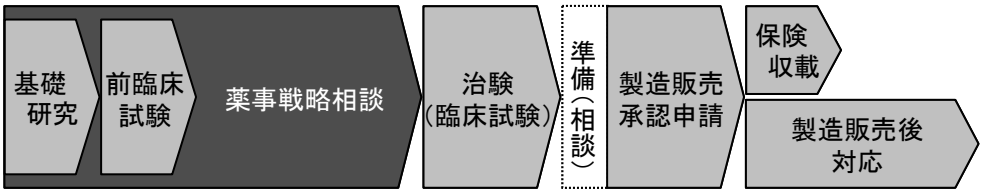

（4）マイルストーン開示に係る事業計画達成のための組織体制、財務政策、今後の展望

○ 自家培養表皮ジェイスの受注増加への対応、そして自家培養軟骨の事業開始に備えるために、製造部門と営業部門を中心に人員を採用・配置します。以下に、各事業年度末における人員計画（役職員合計）を示します。

	(H22.5.14 開示)		(H23.5.13 開示)	
H23/3 期	144 名	→	実績 147 名	
H24/3 期	158 名	→	165 名	：製造、営業、製品開発部門を中心とする増員
H25/3 期	180 名	→	175 名	：製造、営業、信頼性保証部門を中心とする増員
H26/3 期			186 名	：製造、営業部門を中心とする増員

○ 社員数の増加、会社組織の細分化、海外展開を推進するグローバル人材の必要性に備えるために、人事制度の見直しを行うと同時に、人材育成制度の強化を進めます。

○ 自家培養軟骨の追加生産設備の実装、自家培養角膜上皮の治験に向けた設備投資、表皮水疱症の治験に向けた設備投資は、各パイプラインの薬事審査の進捗を慎重に判断しながら進めます。以下に、各事業年度における設備投資額を示します。

	(H22.5.14 開示)		(H23.5.13 開示)	
H23/3 期	164 百万円	→	実績 20 百万円	
H24/3 期	310 百万円	→	49 百万円	：情報システム等
H25/3 期	40 百万円	→	225 百万円	：自家培養軟骨の生産設備等
H26/3 期			50 百万円	：品質管理、情報システム等

○ シンガポールでの事業可能性調査をまとめ、駐在員事務所の現地法人化を検討します。

○ 次期製品パイプラインの導入を、適切に行います。

本資料は、投資勧誘を目的としたものではありません。当社の事業計画に対する評価及び投資に対する決定は、投資者ご自身の判断において行われるようお願いいたします。また本資料最終頁末尾の留意事項を必ずご参照下さい。

３．各パイプラインに係る開発計画

再生医療製品事業の平成 23 年 3 月期までの開発実績と、平成 24 年 3 月期の開発目標を示します。

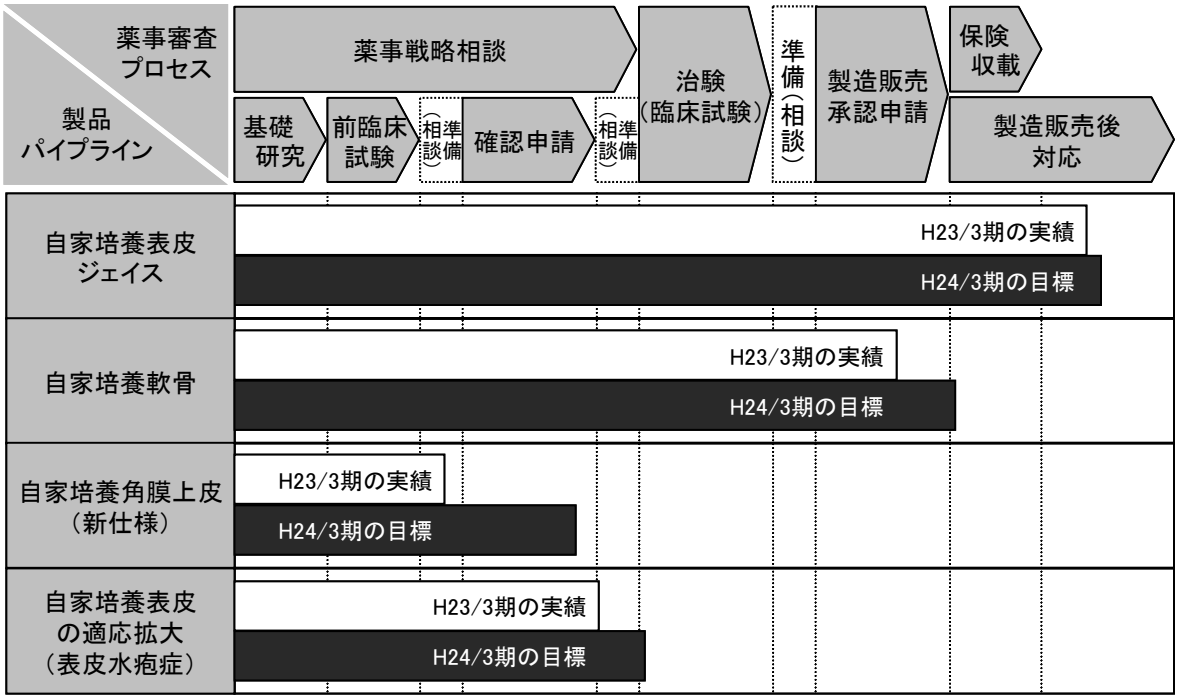

（注 1） 各製品パイプラインの進捗は規制当局による審査進捗に影響されるため、必ずしも計画どおりに進むとは限りません。また、薬事審査プロセスの各プロセスの幅は、実際の所要時間を示したものではありません。

（注 2） 確認申請、治験、製造販売承認申請の各プロセス直前の準備段階では、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が提供する各種相談制度を活用することが推奨されています。但し、当該相談制度の活用は、必須ではありません。

（注 3） 自家培養表皮については、平成 25 年 3 月期以降も引き続き製造販売後調査等（製造販売後臨床試験および使用成績調査）を展開します。なお使用成績調査は、全症例を 7 年間にわたり報告することが義務付けられています。

（注 4） 自家培養軟骨については、平成 24 年 3 月期の製造販売承認の取得に向けて事業展開しますが、規制当局による審査・協議次第であるため承認時期は定かではありません。平成 25 年 3 月期は保険収載を受け事業展開する想定ですが、保険適用の可否、収載時期、保険算定に関する留意事項の内容・有無等に関しては定かではありません。

（注 5） 自家培養角膜上皮については、平成 25 年 3 月期以降は確認申請適合を経て、治験に入ることを想定していますが、規制当局による審査・協議次第であるため治験計画届の提出時期ならびに治験終了時期は定かではありません。

（注 6） 自家培養表皮の表皮水疱症を対象とした適応拡大については、平成 24 年 3 月期に治験計画届を提出する計画にありますが、規制当局による審査・協議次第であるため治験開始時期および終了時期は定かではありません。

（参考）薬事審査プロセスの実績

実績	自家培養表皮ジェイス	自家培養軟骨	自家培養角膜上皮（新仕様）	自家培養表皮の適応拡大
確認申請の提出	平成 12 年 12 月	平成 13 年 9 月	－	（不要）
確認申請の適合	平成 14 年 3 月	平成 16 年 2 月	－	（不要）
治験計画届の提出	平成 14 年 10 月	平成 16 年 4 月	－	－
治験終了届書の提出	平成 16 年 10 月	平成 19 年 3 月	－	－
製造販売承認申請の提出	平成 16 年 10 月	平成 21 年 8 月	－	－
（優先審査の認定）	平成 17 年 1 月	－	－	－
製造販売承認	平成 19 年 10 月	－	－	－
保険適用希望書の提出	平成 19 年 11 月	－	－	－
保険収載	平成 21 年 1 月 *1,2	－	－	－

*1: 保険償還価格は 306,000 円／枚（8×10cm）です。

*2: 保険算定に関する留意事項が付与されています。

（平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日）

ア 自家植皮のための恵皮面積が確保できない重篤な広範囲熱傷で、かつ、受傷面積として深達性Ⅱ度熱傷創及びⅢ度熱傷創の合計面積が体表面積の 30%以上の熱傷の場合であって、創閉鎖を目的として使用した場合に、一連につき 20 枚を限度として算定する。

イ 深達性Ⅱ度熱傷創への使用は、Ⅲ度熱傷と深達性Ⅱ度熱傷が混在し、分けて治療することが困難な場合に限る。

ウ 凍結保存皮膚を用いた皮膚移植術を行うことが可能であって、広範囲熱傷特定集中治療室管理料の施設基準の届出を行っている保険医療機関において実施すること。

エ ヒト自家移植組織を使用した患者については、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に症状詳記を添付する。

（平成 22 年 4 月 1 日以降、上記ウが変更）

ウ 凍結保存皮膚を用いた皮膚移植術を行うことが可能であって、救命救急入院料 3、救命救急入院料 4 又は特定集中治療室管理料 2 の施設基準の届け出を行っている保険医療機関において実施すること。

本資料は、投資勧誘を目的としたものではありません。当社の事業計画に対する評価及び投資に対する決定は、投資者ご自身の判断において行われるようお願いいたします。また本資料最終頁末尾の留意事項を必ずご参照下さい。

以下に、製品パイプライン毎の特徴、資金計画、設備計画、課題と具体的施策を記載します。

	自家培養表皮 ジェイス	自家培養軟骨	自家培養角膜上皮 (新仕様)	自家培養表皮の適応拡大 (表皮水疱症)
製品の特徴	自家細胞を使った表皮	自家細胞を使った軟骨	自家細胞を使った角膜上皮	自家細胞を使った表皮
資金計画	製品販売による事業黒字化を目指します。適応拡大を進め、規模拡大による採算性を向上します。	上市するまでは、資本金および資本剰余金を活用します。	受託開発収入により製品化を進めます。	希少疾病用医療機器に指定されたため、試験研究費に対しては、国から助成金が交付されます。
設備計画	QMS 省令(医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令)に適合した製造設備を運用中です。	商用生産用の製造設備を保有しており、承認取得後に生産開始できるよう準備を進めています。また、設備拡張計画があります。	治験用の製造設備を整備する必要があるものの、必要なスペースは確保済みです。	重症熱傷用ジェイスの商用生産で使用している QMS 適合施設において、治験品の製造、商用生産を行う予定です。
課題と 具体的施策	― 製造販売後調査等の遂行と承認条件改定への活動: 製造販売後臨床試験と全症例に対する使用成績調査(再審査期間:7年間)を遂行します。これらを通じてジェイスの有効性と安全性を示すことにより、患者受傷面積の緩和を厚生労働省に働きかけます。 ― 保険算定に関する留意事項の遵守と改定への活動: 将来の診療報酬改定時に、算定限度や出荷前製造中止の取り扱い等が見直されるよう、業界団体、関連学会、医療機関等と協働しながら、厚生労働省に働きかけます。 ― 生産体制: 当社のジェイス生産体制はQMS省令に適合しています。当社は、製造設備の維持のみならず、作業手順書の維持および作業者の教育を継続的に行います。併せて、コスト削減に取り組みます。 ― 販売体制: 営業活動の効率化ならびに受注増加に対応するため、販売代理店および物流専門業者を活用します。	― 製造販売承認の取得: 当社は、平成 21 年 8 月に製造販売承認申請を提出しました。平成 24 年 3 月期の上期までに承認を取得できるよう取り組みます。 ― 保険収載に向けた活動: 製造販売承認を取得後は、速やかに保険適用希望書を提出する予定です。しかし、保険適用の可否や収載時期、保険償還価格等は定かではありません。また、保険算定に関する留意事項が付与される可能性も否定できません。規制当局、業界団体、関連学会、医師会等との連絡を密にしながら、保険収載に向けて活動します。 ― 生産体制: 承認取得後、速やかに生産が開始できるよう、本社棟 3 階の製造設備の稼働準備を行います。また、将来の注文増加に備えるために、本社棟 4 階への追加製造設備の実装準備を進めます。並行して、作業手順書の整備ならびに作業者の教育を進めます。 ― 販売体制: 上市に向けて、価格戦略、代理店戦略等の整備・構築を進めます。	― 確認申請の適合: 平成 23 年 1 月 31 日開催の取締役会において、製品仕様の一部を変更し開発を進めることを決議しました。新仕様の確認申請を提出後は適合を受け、治験を開始できるよう取り組みます。 ― 薬事戦略相談の活用: 薬事戦略相談制度の内容が未確定であるため、当社は自家培養角膜上皮の開発を確認申請制度のもとで進めますが、薬事戦略相談制度の内容と施行時期によっては、当該相談制度を活用することも検討します。 ― 技術導入契約: 当社は、イタリアのベネトアイバンクから技術・ノウハウの提供を受けています。当社商圏はアジア全域です。 ― 開発委託基本契約: 開発を受託している株式会社ニデックと合意している開発スケジュールに遅れが出ないよう取り組みます。 ― 共同研究開発契約: 新仕様では株式会社セルシードの細胞シート工学を活用します。個別共同研究開発契約にもとづき共同で開発を進めます。	― 治験の開始: 表皮水疱症治療を目的とした自家培養表皮は、平成 23 年 3 月 18 日に希少疾病医療機器として指定されたため、優先的な治験相談を受けることができます。治験施設と協働しながら、速やかに治験を開始します。 ― 薬事戦略相談の活用: 薬事戦略相談制度の内容が未確定ですが、その内容と施行時期によっては、当該相談制度を活用して治験プロトコールを構築することも検討します。 ― 製造販売承認の取得: 希少疾病用医療機器には、優先審査が適用されるため、早期承認取得を目指します。 ― 保険収載: ジェイスの適応拡大であるため、熱傷治療と同額の保険償還価格が採用されるものと想定されます。 ― ビジネスモデルの構築: 希少疾病用医療機器のビジネスモデルを確立し、他の皮膚疾患にもジェイスの適応を拡大する可能性を探索します。

以上

本開示資料は、投資者に対する情報提供を目的として将来の事業計画等を記載したものであって、投資勧誘を目的としたものではありません。当社の事業計画に対する評価及び投資に関する決定は、投資者ご自身の判断において行われるようお願いいたします。
また、当社は、事業計画に関する業績目標その他の事項の実現・達成等に関しその蓋然性を如何なる意味においても保証するものではなく、その実現・達成等に関して一切責任を負うものではありません。
本開示資料に記載されている将来に係わる一切の記述内容(事業計画に関する業績目標も含みますがそれに限られません。)は、現時点で入手可能な情報から得られた当社の判断に基づくものであり、将来の経済環境の変化等を含む事業計画の前提条件に変動が生じた場合その他様々な要因の変化により、実際の事業の状態・業績等は影響を受けることが予想され、本開示資料の記載内容と大きく異なる可能性があります。